

京都市告示第 3 3 8 号

京都市市税条例第 2 7 条の 6 第 4 項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和 8 年 9 月 9 日

京都市長 松井 孝治

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	寄附金税額控除の 対象となる期間
認定 N P O 法人量子 化学研究協会	京都市伏見区桃山町三 河 5 8 番地の 8	当該法人の主た る目的である業 務	令和 8 年 3 月 2 4 日か ら令和 1 3 年 3 月 2 3 日まで

(行財政局税務部税制課)